

「地質リーフレット（シリーズ）」出版細則

1. 「地質リーフレット（シリーズ）」（以下、地質リーフレットという）の出版およびその手続きについて以下のとおり定める。

（目的・性質）

2. 地質リーフレットは、国立公園およびその周辺他の地域の地質に関する内容を有するものとする。内容は高度に専門的なものであっても、教育者、地学を学んだ経験のある者、科学に関心のある専門家以外の一般社会人でも理解できるような程度の表現と解説であることを原則とする。

（表題と副題）

3. 地質リーフレットの出版に際しては、内容にふさわしい副題をつけることとする。
例：地質リーフレット（シリーズ）「〇〇〇」

（体裁）

4. 地質リーフレットの判形は B2 判とし、8 折（表裏 16 面）を原則とする。

（企画の提案）

5. 日本地質学会正会員は、別途定める企画提案書の書式に基づいてリーフレットシリーズ企画出版委員会（以下、企画出版委員会という）に地質リーフレットの企画の提案をすることができる。

（企画の採否）

6. 提案された企画の採用の可否は企画出版委員会が判断する。採用可と判断した場合には、最終の企画提案書を付して理事会に報告し、承認を得ることとする。

（編集委員会の設置）

7. 企画出版委員会は、採用された地質リーフレットの作成にあたる当該地質リーフレット編集委員会（以下、当該編集委員会という）の設置を、企画提案者に指示する。当該編集委員会には、企画提案者ならびに対象地域に関する専門家を含めるものとする。企画出版委員会として、当該編集委員会に専門家が含まれていないと判断した場合には、適切な専門家を委員として推薦できる。

（査読）

8. 当該編集委員会は、地質リーフレットの下稿を企画出版委員会に提出し、企画出版委員

会は、別途定める査読書式に基づいて、専門的視点から内容のチェックを行い査読する。査読結果は企画出版委員会において検討し、当該編集委員会に報告するとともに、必要かつ適切な改善を求めることができる。

(連絡調整)

9. 企画出版委員会は、当該地質リーフレットの出版が完了するまでの間、刊行スケジュールおよび進捗状況について、編集委員会との間の連絡調整につとめる。理事会から、当該地質リーフレットの作成過程に関する情報照会があったときには、これに答えなければならない。

(出版の承認)

10. 当該リーフレットの査読と修正が終了した時点で、企画出版委員会はその旨理事会に報告し、出版の承認を受けなければならない。

(編集委員会の解散)

11. 地質リーフレットの出版が完了した時点で、当該編集委員会は解散する。解散後の当該地質リーフレットに関する問い合わせ等の対応は、企画出版委員会が行う。

(著作権)

12. 本規約に基づいて出版された地質リーフレットならびに 2014 年 4 月の本規則改正以前に刊行された「国立公園地質リーフレット」の著作権は、別途定める著作権譲渡同意書に著者が必要な署名をすることにより、一般社団法人日本地質学会に帰属するものとする。

附則

- 本細則の変更は、理事会の承認を受ける。
- 本細則は、2009 年 9 月 3 日から施行する。
- ・ 2014 年 4 月 5 日 一部改正

「地質リーフレットたんけんシリーズ」出版細則

1. 「地質リーフレットたんけんシリーズ」（以下、たんけんリーフレットという）の出版およびその手続きについて以下のとおり定める。

（目的・性質）

2. たんけんリーフレットは、国立公園およびその他の地域の地質に関する事象を、小中学生にもわかるような表現で解説した内容とし、地質学の普及を目的とする。

（表題と副題）

3. たんけんリーフレットの出版に際しては、内容にふさわしい副題をつけることとする。
例：地質リーフレットたんけんシリーズ 「○○○」

（体裁）

4. たんけんリーフレットの判形は A2 判とし、8 折（表裏 16 面）または 12 折（表裏 24 面）を原則とする。

（企画の提案）

5. 日本地質学会正会員は、別途定める企画提案書の書式に基づいてリーフレット企画出版委員会（以下、企画出版委員会という）に、たんけんリーフレットの企画の提案をすることができる。

（企画の採否）

6. 提案された企画の採用の可否は企画出版委員会が判断する。採用可と判断した場合には、最終の企画提案書を付して理事会に報告し、承認を得ることとする。

（編集委員会の設置）

7. 企画出版委員会は、採用されたたんけんリーフレットの作成にあたる編集委員会（以下、委員会という）の設置を、企画提案者に指示する。当該編集委員会には、企画提案者ならびに対象地域に関する専門家を含めるものとする。企画出版委員会として、当該編集委員会に専門家が含まれていないと判断した場合には、適切な専門家を委員として推薦できる。

（査読）

8. 当該編集委員会は、たんけんリーフレットの原稿を企画出版委員会に提出し、企画出版委員会は別途定める査読書式に基づいて、専門的視点から内容のチェックを行い査読する。査読結果は企画出版委員会において検討し、当該編集委員会に報告するとともに、必要か

つ適切な改善を求めることができる。

(連絡調整)

9. 企画出版委員会は、当該たんけんリーフレットの出版が完了するまでの間、刊行スケジュールおよび進捗状況について、当該編集委員会との間の連絡調整につとめる。理事会から、当該リーフレットの作成過程に関する情報照会があったときには、これに答えなければならない。

(出版の承認)

10. 当該リーフレットの査読と修正が終了した時点で、企画出版委員会はその旨理事会に報告し、出版の承認を受けなければならない。

(編集委員会の解散)

11. たんけんリーフレットの出版が完了した時点で、当該編集委員会は解散する。解散後の当該リーフレットに関する問い合わせ等への対応は、企画出版委員会が行う。

(著作権)

12. 本規約に基づいて出版されたたんけんリーフレットならびに 2014 年 4 月の本規則改正以前に刊行された「国立公園地質リーフレットたんけんシリーズ」の著作権は、別途定める著作権譲渡同意書に著者が必要な署名をすることにより、一般社団法人日本地質学会に帰属するものとする。

附則

- 本細則の変更は、理事会の承認を受ける。
- 本細則は、2009 年 9 月 3 日から施行する。
- ・ 2014 年 4 月 5 日 一部改正

「日本地質学会リーフレット」出版細則

1. 「日本地質学会リーフレット」(以下、リーフレットという)の出版およびその手続きについて以下のとおり定める。
2. (目的・性質)リーフレットは地質学の普及・教育に寄与する内容を有するものとする。内容は高度に専門的なものであっても、教育者、地学を学んだ経験のある者、科学に関心のある一般社会人が理解できるような表現と解説であることを原則とする。
3. (表題)リーフレットの出版に際しては、内容にふさわしい表題をつけることとする。
4. (体裁)リーフレットの判形は B2 判, 8 折(表裏 16 面), あるいは A2 版, 8 折(表裏 16 面)を原則とする。
5. (企画の提案)日本地質学会正会員は、別途定める企画提案書の書式に基づいてリーフレットシリーズ企画出版委員会(以下、企画出版委員会という)にリーフレットの企画の提案をすることができる。
6. (企画の採否)提案された企画の採用の可否は企画出版委員会が判断する。採用可と判断した場合には、最終の企画提案書を付して理事会に報告し、承認を得ることとする。
7. (編集委員会の設置)企画出版委員会は、採用されたリーフレットの作成にあたる当該リーフレット編集委員会(以下、当該編集委員会という)の設置を、企画提案者に指示する。当該編集委員会には、企画提案者ならびに対象に関する専門家を含めるものとする。企画出版委員会として、当該編集委員会に専門家が含まれていないと判断した場合には、適切な専門家を委員として推薦できる。
8. (査読)当該編集委員会は、リーフレットの原稿を企画出版委員会に提出し、企画出版委員会は、別途定める査読書式に基づいて、専門的視点から内容のチェックを行い査読する。査読結果は企画出版委員会において検討し、当該編集委員会に報告するとともに、必要かつ適切な改善を求められることができる。
9. (連絡調整)企画出版委員会は、当該リーフレットの出版が完了するまでの間、刊行スケジュールおよび進捗状況について、編集委員会との間の連絡調整につとめる。理事会から、当該リーフレットの作成過程に関する情報照会があったときには、これに答えなければならない。
10. (出版の承認)当該リーフレットの査読と修正が終了した時点で、企画出版委員会はその旨理事会に報告し、出版の承認を受けなければならない。
11. (編集委員会の解散)リーフレットの出版が完了した時点で、当該編集委員会は解散する。解散後の当該リーフレットに関する問い合わせ等の対応は、企画出版委員会が行う。
12. (著作権)本規約に基づいて出版されたリーフレットの著作権は、別途定める著作権譲渡同意書に著者が必要な署名をすることにより、一般社団法人日本地質学会に帰属するものとする。